

## 産業廃棄物に係る不利益処分の基準

### 1 目的

この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく産業廃棄物等に係る不利益処分の処分基準を、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定に基づき作成し、もって不利益処分の公平かつ適正な執行を図ることを目的とする。

### 2 不利益処分の定義

法に基づく不利益処分は、次のとおりとする。

#### (1) 処理業許可の事業の停止命令

法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づく産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業許可の期間を定めて行う事業の全部若しくは一部の停止の命令をいう。

#### (2) 処理業許可の取消し

法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づく産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業許可の取消しをいう。

#### (3) 施設設置許可の改善命令等

法第15条の2の7の規定に基づく産業廃棄物処理施設の期間を定めて行う使用の停止の命令若しくは期限を定めて行う必要な改善の命令をいう。

#### (4) 施設設置許可の取消し

法第15条の3の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置許可の取消しをいう。

#### (5) 計画変更命令

法第15条の19第4項の規定に基づく土地の形質の変更に係る施行方法に関する計画の変更命令をいう。

#### (6) 改善命令

法第19条の3第2号（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による処理基準及び保管基準に適合させるための改善命令をいう。

#### (7) 措置命令

法第19条の5第1項（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）、法第19条の6第1項、法第19条の10第2項又は法第19条の11第1項の規定による生活環境保全上支障を除去するための措置命令をいう。

#### (8) 応急措置命令

法第21条の2第2項の規定による特定処理施設に対する事故時の応急措置命令をいう。

#### (9) 瑕疵による許可の取消し

本来、許可をしてはならない者に許可をしたときに行う当該許可の取消しをいう。

### 3 根拠法令・条項

法第14条の3、法第14条の3の2、法第14条の6、法第15条の2の7、法第15条の3、法第15条の19第4項、法第17条の2第3項、法第19条の3第2号、法第19条の5第1項、法第19条の6第1項、法第19条の10第2項、法第19条の11第1項又は法第21条の2第2項

### 4 処分基準

処分基準を、次のとおりとする。((1) アからネの違反行為は罰条をもって記載。以下(2)から(6)まで同じ。)

(1) 処理業者又は設置者が次のいずれかに該当するとき、処理業許可及び施設設置許可を取り消さなければならない。

- ア 無許可営業（法第25条第1項第1号）
- イ 不正手段による営業許可取得（法第25条第1項第2号）
- ウ 無許可事業範囲変更（法第25条第1項第3号）
- エ 不正手段による事業範囲変更許可取得（法第25条第1項第4号）
- オ 事業停止命令違反・措置命令違反（法第25条第1項第5号）
- カ 委託基準違反（法第25条第1項第6号）
- キ 名義貸しの禁止違反（法第25条第1項第7号）
- ク 施設無許可設置（法第25条第1項第8号）
- ケ 不正手段による施設設置許可取得（法第25条第1項第9号）
- コ 施設無許可変更（法第25条第1項第10号）
- サ 不正手段による施設変更許可取得（法第25条第1項第11号）
- シ 無確認輸出（法第25条第1項第12号）
- ス 受託禁止違反（法第25条第1項第13号）
- セ 不法投棄（法第25条第1項第14号）
- ソ 不法焼却（法第25条第1項第15号）
- タ 指定有害廃棄物の処理禁止違反（法第25条第1項第16号）
- チ 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（法第25条第2項）
- ツ 委託基準違反、再委託禁止委託（法第26条第1号）
- テ 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（法第26条第2号）
- ト 施設無許可譲受け・無許可借受け（法第26条第3号）
- ナ 無許可輸入（法第26条第4号）
- ニ 輸入許可条件違反（法第26条第5号）
- ヌ 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（法第26条第6号）
- ネ 無確認輸出予備（法第27条）
- ノ 法第14条の3の2第1項第1号から第4号及び法第15条の3第1項第1号

(2) 処理業者又は設置者並びに土地の形質の変更を行おうとする者が次のいずれかに該当するとき90日の当該事業の全部又は一部停止を命ずるものとする。

- ア 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（法第28条第2号）
  - イ 虚偽管理票交付（法第27条の2第6号）
  - ウ 管理票に係る勧告の措置命令違反（法第29条第3号）
- (3) 設置者が次に該当したとき、60日の施設の停止を命ずるものとする。
- ア 施設使用前検査受検義務違反（法第29条第2号）
- (4) 処理業者又は設置者並びに土地の形質の変更を行おうとする者が次のいずれかに該当したとき、30日の事業の全部又は一部の停止及び30日の施設の停止を命ずるものとする。
- ア 保管届出義務違反（法第29条第1号（法第12条第3項又は法第12条の2第3項に係る部分に限る。））
  - イ 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第27条の2第1号）
  - ウ 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第27条の2第2号）
  - エ 管理票回付義務違反（法第27条の2第3号）
  - オ 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第27条の2第4号）
  - カ 管理票・同写し保存義務違反（法第27条の2第5号）
  - キ 引受禁止違反（法第27条の2第7号）
  - ク 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（法第27条の2第8号）
  - ケ 電子管理票虚偽登録（法第27条の2第9号）
  - コ 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（法第27条の2第10号）
  - サ 処理困難通知義務違反・虚偽通知（法第29条第4号）
  - シ 処理困難通知保存義務違反（法第29条第5号）
  - ス 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（法第29条第6号）
  - セ 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第30条第1号）
  - ソ 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（法第30条第2号）
  - タ 定期検査拒否・妨害・忌避（法第30条第3号）
  - チ 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（法第30条第4号）
  - ツ 処理責任者等設置義務違反（法第30条第5号）
  - テ 報告拒否、虚偽報告（法第30条第7号）
  - ト 立入検査拒否・妨害・忌避（法第30条第8号）
  - ナ 技術管理者設置義務違反（法第30条第9号）
- (5) 処理業者が次に該当したとき、各号に定める期間の事業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。
- ア 事故時応急措置命令違反（法第29条第7号）  
    応急措置に必要な期間
- (6) 処理業者又は設置者が次に該当したとき、10日の事業の全部又は一部の停止及び10日の施設の停止を命ずるものとする。

ア 名称使用禁止違反（法第34条）

(7) 処理業者又は設置者が次に該当するとき、30日の事業の全部又は一部の停止及び30日の施設の停止を命ずるものとする。ただし、許可に付した条件に適合することが不可能な場合又は同様な違反が行われた場合若しくは行われるおそれがあると認められる場合は、許可を取り消すものとする。

ア 法第14条の3第3号（第14条の6で準用する場合を含む。）及び第15条の2の7第4号

(8) 処理業者又は設置者が次に該当するとき、改善に必要な期間を定めて事業の全部又は一部の停止及び施設の停止を命ずるものとする。ただし、基準又は計画に適合することが不可能な場合には許可を取り消すものとする。

ア 法第14条の3第2号（第14条の6で準用する場合を含む。）及び第14条の3の2第2項（第14条の3第3号に係る部分を除き、第14条の6で準用する場合を含む。）並びに第15条の2の7第1号、第2号及び第15条の3第2項（第15条の2の7第4号に係る部分を除く。）

(9) 処理業者又は設置者が4（1）から（8）に掲げる違反行為を要求し、依頼し、唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときは、その違反行為に該当する処分内容を適用する。

(10) 4（1）から（9）に掲げるもの以外の法違反に当たる行為を行った者に対し、処理業者の事業の全部若しくは一部の停止10日又は施設の使用の停止10日を命ずるものとする。

(11) 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準又は法第12条第2項に規定する保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準又は法第12条の2第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準）若しくは法第17条の2第2項に規定する有害使用済機器の保管及び処分に関する基準が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合は、期限を定めて保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

(12) 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準）若しくは法第17条の2第2項に規定する有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、法第19条の5（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）、法第19条の6及び法第19条の10第2項の各号に該当する者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を命ずることができる。

(13) 処理業許可の取消し等の対象となる者が、複数の違法事由に該当する場合は、処分内容にかかわらず、内容を加重して不利益処分を行うものとする。

## 5 その他

この基準に定めのない事項については、「川崎市産業廃棄物処理業者等の法違反等に係る不利益処分等検討委員会設置要綱」に定める委員会において別途協議する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成16年1月30日から施行する。

(適用)

- 2 施行期日以降に不利益処分を行う者に対し、この基準を適用する。

(廃止)

- 3 平成13年10月1日施行の「産業廃棄物に係る不利益処分の基準」は廃止する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成18年3月30日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年5月15日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成31年3月5日から施行する。